

修学資金の返還免除対象となる指定施設及び業務

<介護業務>

指 定 施 設 ・ 事 業	業 務
<p>1 児童福祉法関係の施設・事業</p>	
<p>障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設）、肢体不自由児施設（肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設）、重症心身障害児施設を含む。）</p>	<p>保育士、介助員、看護補助者など入所者の保護に直接従事する職員 （職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに意思、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）</p>
<p>重症心身障害児（者）通園事業を行う施設</p>	
<p>肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関</p>	
<p>2 障害者総合支援法関係の施設・事業</p>	
<p>短期入所、療養介護、生活介護、放課後等デイサービス、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援</p>	<p>保育士（放課後等デイサービス）、介護職員、寮母、生活支援員、指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）、精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）、世話人（共同生活援助・共同生活介護）などのうち、主たる業務が介護等である者（サービス管理責任者としての業務は除く）</p>
<p>身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場） 知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通園寮、知的障害者福祉工場） 精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場） 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム</p>	
<p>移動支援事業、身体障害者自立支援、日中一時支援、生活サポート、経過的デイサービス事業、訪問入浴サービスを行う施設</p>	
<p>在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）、知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）を行う施設</p>	
<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援</p>	<p>訪問介護員、ホームヘルパー、ガイドヘルパーなど主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者※としての業務を除く）</p>
<p>3 生活保護法関係の施設</p>	
<p>救護施設、更生施設</p>	<p>介護職員、介助員など主たる業務が介護等の業務である者</p>
<p>4 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業（病院の病棟又は診療所を除く）</p>	
<p>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）、軽費老人ホーム（A型・B型・ケアハウス）、有料老人ホーム、介護老人保健施設</p>	<p>介護職員、介護従事者、介護従業者、介助員、支援員（養護老人ホームに限る）など主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>（介護等の業務以外の業務を兼務している職員のうち、主たる業務が介護等の業務である者を含む。）</p>
<p>指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定地域密着型通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービス、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護</p>	
<p>指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護</p>	
	<p>訪問介護員、ホームヘルパー等（サービス提供責任者※としての業務を除く）</p>

※「サービス提供責任者」という職名であっても介護職を兼務していれば免除の対象となります。

5 その他の社会福祉施設等	
地域福祉センター、隣保館デイサービス事業、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	介護職員、介護員、介助員、看護補助者など主たる業務が介護等の業務である者
労災特別介護施設	
サービス付き高齢者向け住宅	
家政婦紹介所	個人の家庭において介護等の業務を行う家政婦
国立ハンセン病療養所等	介護員等その他主たる業務が介護等の業務である者
原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
原子爆弾被爆者デイサービス事業	介護職員
原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員

○病院・診療所

指 定 施 設・事 業	業 務
指定介護療養型医療施設であって療養病床により構成される病棟又は診療所（平成12年4月以降の制度） [介護報酬上、次の届出を行った病棟等] ①療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ～Ⅲ） ②診療所型介護療養施設サービス費（Ⅰ・Ⅱ） ③認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ～Ⅲ）	介護職員、看護補助者、看護助手など主たる業務が介護等の業務である者 （空床時のベッドメイキングや検体の運搬などのみに従事する職員は対象外。）
老人性認知症疾患療養病棟又は介護力強化病床により構成される病棟又は診療所（指定介護療養型医療施設を除き、介護保険法施行前の老人保健法に規定する看護強化病床を含む。） [診療報酬上、次の届出を行った病棟等] ①老人性認知症疾患療養病棟入院料 ②診療所老人医療管理料	
病院又は診療所	

○介護等の便宜を供与する事業

指 定 施 設・事 業	業 務
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業（学校を除く）	介護職員、訪問介護員など主たる業務が介護等の業務である者
介護保険法の基準該当居宅サービス・基準該当介護予防サービス（指定事業所は除く） 障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）	
非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービス又は障害福祉サービス事業に準ずる事業	
その他の介護等の便宜を供与する事業（任意団体は除く）	
【介護保険の基準該当以外の各事業の場合】 ①事業の範囲：「高齢者」「障害児・者」であること。 ②実施要綱、条例、定款等：「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載があること。 ③事業目的、事業概要：介護等の業務を行うことが明記されていること。 ④職種：業務分掌上「介護職員」として配置され、主たる業務が介護等の業務であること。	

<相談援助業務>

指 定 施 設	業 務
1 地域保健法に規定する施設 保健所	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
2 児童福祉法に規定する施設 児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、心理判定員、児童指導員、保育士
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導員（少年を指導する職員）、個別対応職員
児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員、保育士
重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員
障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理指導を担当する職員
情緒障害児短期治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）
障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	保育士、児童発達支援管理責任者、児童指導員
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
3 医療法に規定する施設 病院、診療所	退院後生活環境相談員又は次の①から④までのすべての相談援助業務を行う専任の職員 ①患者の経済的問題の解決・調整に係る相談援助 ②患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ③患者の社会復帰に係る相談援助 ④以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
4 身体障害者福祉法に規定する施設 身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設 精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
6 生活保護法に規定する施設 救護施設、更生施設	生活指導員
7 生活困窮者自立支援法に規定する施設 自立相談支援機関（自立相談支援事業・家計相談支援事業を行なっている事業所）	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
8 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所 福祉事務所	査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員、ケースワーカー、家庭児童福祉主事、専任の家庭相談員、面接相談員、専任の婦人相談員、専任の母子父子自立支援員、専任の母子相談員、就労支援員、被保護者就労支援員

9 売春防止法に規定する施設	
婦人相談所	相談指導員、判定員、専任の婦人相談員
婦人保護施設	生活指導員
1 0 知的障害者福祉法に規定する施設	
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
1 1 老人福祉法に規定する施設	
養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム（A型・B型・ケアハウス）	
老人短期入所施設	
老人デイサービスセンター	
老人福祉センター	相談・指導を行う職員
老人介護支援センター （在宅介護支援センター）	相談援助業務を行う専任の職員
1 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する施設	
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
1 3 介護保険法に規定する施設	
指定介護老人福祉施設 （指定地域密着型介護老人福祉施設）	生活相談員、介護支援専門員
介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員、介護支援専門員
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
*介護支援専門員は、配置基準により配置されている資格保有者に限る。	
1 4 障害者総合支援法に規定する施設	
障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
地域活動支援センター	指導員
福祉ホーム	管理人
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設	生活支援員、生活指導員
身体障害者福祉工場	相談援助業務を行う指導員
精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
精神障害者福祉ホーム	管理人
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮	生活支援員、生活指導員
障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護・自立訓練・就労継続支援を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
障害福祉サービス事業のうち就労移行支援を行う施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
一般相談支援事業、特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

15 1から14の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

指定通所介護、基準該当通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
居宅介護支援事業を行う事業所	介護支援専門員
介護予防支援事業を行う事業所	担当職員
指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行う高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行う生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行う専任の職員
有料老人ホーム	生活相談員
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行う専任の相談員
放課後等デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行う専任の職員
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行う専任の指導員及びケースワーカー
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行う専任の指導員
点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行う専任の職員
短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行う専任の職員
身体障害者自立支援、日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行う施設	相談援助業務を行う専任の職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業及び精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
精神障害者アウトリーチ推進事業及びアウトリーチ事業を行う施設	相談援助業務を行う専任の職員 (医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行うため都道府県から委託を受けた指定発達支援医療機関	児童指導員、保育士

発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任職員でジョブコーチ支援を行っている者
障害者雇用支援センター	①支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行う者。 ②①の職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行う者。 ③障害者の雇用の促進等に関する法律第28条に規定する第1号から第6号以外に、支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な援助を行う者。
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員
乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行う専任の職員
児童自立生活援助事業を行う施設	相談援助業務を行う専任の指導員
子育て短期支援事業を行う児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等	相談援助業務を行う専任の職員
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談援助業務を行う専任の相談員
地域子育て支援拠点事業を行う施設	相談援助業務を行う専任の職員
重症心身障害児（者）通園事業を行う施設	児童指導員、保育士
授産施設、宿所提供施設	指導員
隣保館	相談援助業務を行う専任の指導職員
都道府県社会福祉協議会	自立生活支援専門員（日常生活自立支援事業）
市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員、相談援助業務を行う専任職員
地方更生保護委員会・保護観察所	保護観察官
更生保護施設	補導主任、補導員
労災特別介護施設	相談援助業務を行う主任指導員
地域福祉センター	相談援助業務を行う専任の職員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行う専任の職員
ホームレス総合相談推進業務を行う事業所	相談援助業務を行う専任の相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
*介護支援専門員は、配置基準により配置されている資格保有者に限る。	